

統合幕僚学校の校務運営計画等に関する達を次のように定める。

平成 1 8 年 3 月 2 7 日

統合幕僚学校長 空将 高橋 健才

統合幕僚学校の校務運営計画等に関する達

改正	平成 2 2 年 3 月 2 6 日	統合幕僚学校達第 5 号
	平成 2 3 年 3 月 2 8 日	統合幕僚学校達第 5 号
	平成 2 4 年 7 月 2 4 日	統合幕僚学校達第 4 号
	平成 2 6 年 3 月 2 8 日	統合幕僚学校達第 2 号
	平成 2 8 年 9 月 1 日	統合幕僚学校達第 13 号
	平成 3 0 年 3 月 2 7 日	統合幕僚学校達第 4 号
	令和 2 年 6 月 9 日	統合幕僚学校達第 2 号

(目的)

第 1 条 この達は、統合幕僚学校における校務を計画的に管理し、校務運営の能率向上を図り、もってその任務を効率的に達成するため、校務運営計画等に関し必要なことを定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 年度統合業計達 年度自衛隊統合業務計画に関する達（平成 1 8 年自衛隊統合達第 1 3 号）をいう。
- (2) 年度統合業計 年度統合業計達第 2 条第 6 号に規定する年度自衛隊統合業務計画をいう。
- (3) 校務運営計画 統合幕僚学校における年度の運営計画をいう。
- (4) 校務運営計画等 校務運営計画及び年度統合業計をいう。
- (5) 課長等 企画室長、総務課長、教育課長及び国際平和協力センター長をいう。

(校務運営計画の構成)

第 3 条 校務運営計画の構成は、基本計画と細部計画をもって構成する。

2 基本計画は、方針及び重視事項、主要事項並びに全般校務予定により構成する。

3 細部計画は、次の区分により、計画事項、実施時期、実施要領、その他必要事項を具体的に表示したものをもちて構成する。

- (1) 企画運営
- (2) 総務管理
- (3) 統合運用に関する教育訓練

- (4) 統合運用に関する調査研究
- (5) 国際平和協力活動等に関する教育訓練及び調査研究
- (6) 業務支援計画
- (7) 業務被支援計画

(校務運営計画等の作成日程)

第4条 企画室長は、対象年度の校務運営計画等作成のための日程を課長等に通知する。

(校務運営計画等案の作成)

第5条 課長等は、校務運営計画等案の作成及び修正に必要な資料を作成し、作成日程に従い企画室長に通知する。

(資料の様式)

第6条 課長等が企画室長に通知する資料の様式は、年度統合業計達第6条による。

(校務運営計画の決定)

第7条 校務運営計画は、校務運営計画案に所要の修正を行い、学校会議において審議の上決定する。

(年度統合業計案作成のための資料提出)

第8条 企画室長は、年度統合業計達第10条及び12条の規定に基づき、年度統合業計案作成に必要な資料を統合幕僚監部防衛計画部長に通知するための処置を行うものとする。

(年度統合業計及び校務運営計画の実施中の修正)

第9条 課長等は、実施中の年度統合業計及び校務運営計画を修正する必要がある場合は、修正資料を企画室長へ通知する。

2 企画室長は、前項の規定により通知された資料に基づき、修正のための処置を行う。

(校務運営計画実施状況の報告)

第10条 課長等は、校務運営計画の実施状況を分析検討し、主要な問題点及び対策について、当該年度の終了後速やかに企画室長へ通知する。

2 企画室長は、前項報告資料を取りまとめ、学校長へ報告するとともに年度統合業計達第20条の規定に基づく処置を行うものとする。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この達は、平成23年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この達は、令和2年6月9日から施行する。